

# さくら事業所利用者連絡会設置要綱

## (目的)

第1条 さくら事業所の利用者（以下、「メンバー」という。）の連絡調整と事業所の運営を円滑にすることを目的に連絡会を設置します。

## (名称)

第2条 名称は、さくら事業所利用者連絡会（以下、「本会」という。）とします。

## (構成)

第3条 本会は、さくら事業所と契約（登録）し、事業所を利用するメンバーで構成します。

## (役員)

第4条 本会に、次の役員を置きます。

- (1) リーダー 1名
- (2) サブリーダー 2名
- (3) 書記 1名

2 役員任期は2年とし、メンバーの互選とする。ただし、再任は妨げないものとします。

## (任務)

第5条 役員任務は次のとおりとします。

- (1) リーダーは、本会を統括し、会議を主宰します。
- (2) サブリーダーは、リーダー事故あるときはその任務を代行します。
- (3) 書記は、会議録等を記録し保存します。

## (会議)

第6条 本会の会議は、必要に応じ開催します。ただし、作業等の状況に応じ変更することができます。

2 この会議の司会は、リーダーが担当します。

## (その他)

第7条 この要綱に定めない事項が生じた場合は、メンバー間で協議し、その結果を施設長に提言します。

## (附則)

この要綱は、平成19年11月1日より施行します。

## (附則)

この要綱は、平成21年11月20日より施行します。